

建築基準法第 51 条ただし書き許可申請にかかる意見について

湖南省都市計画審議会資料

湖南省

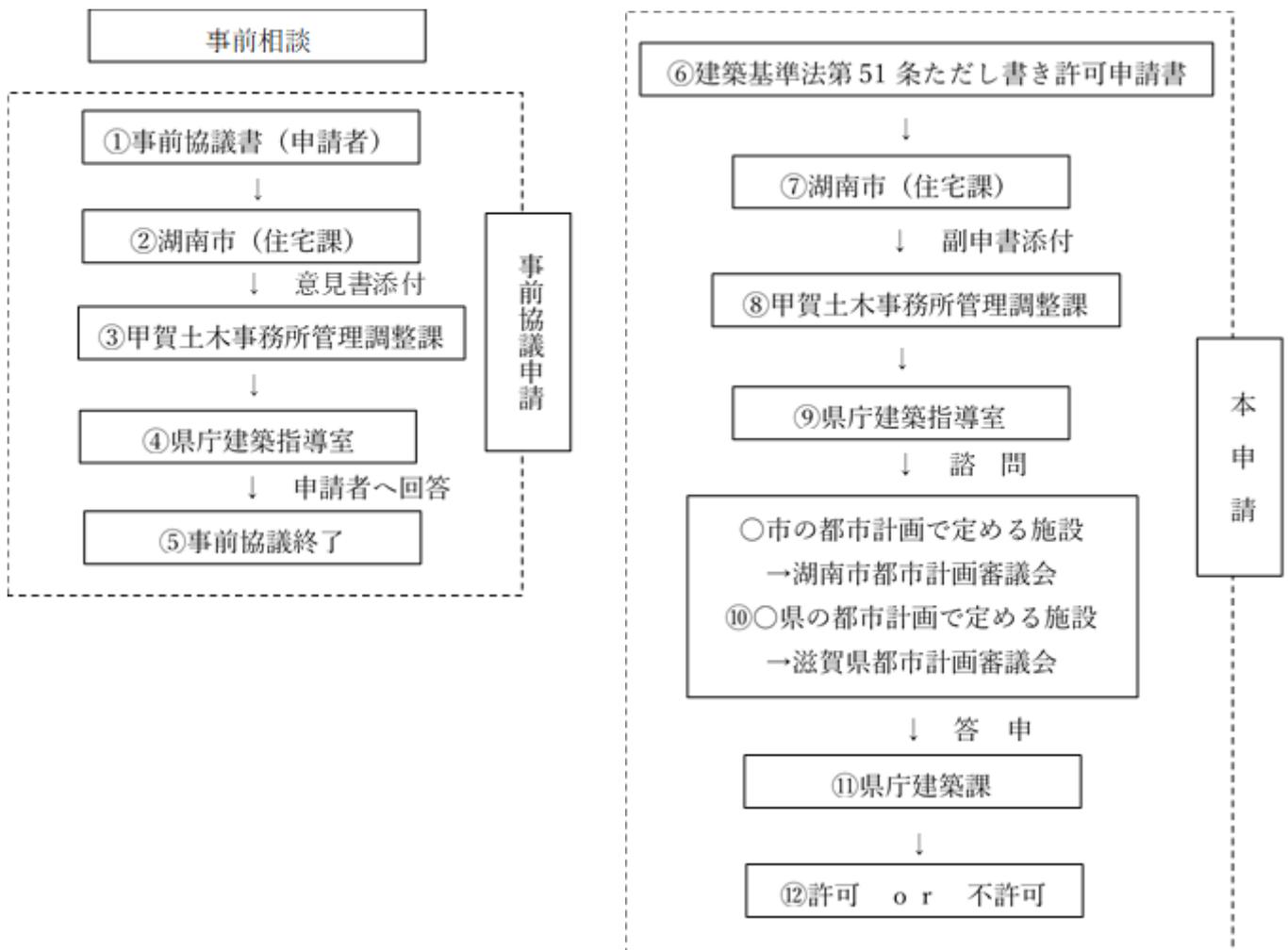
I. 背景

【建築基準法第 51 条】

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

(参考) 申請フロー図



湖南省高松町1番2において、現在一般廃棄物および産業廃棄物の収集運搬・中間処理業を営んでいる株式会社 MTK より、建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づく建築許可申請の事前協議が開始された（フロー図①）。

湖南省から甲賀土木事務所へ意見書を送付する際、「次回開催の湖南省都市計画審議会において意見を伺う」と都市計画としての意見を付した（フロー図②→③）。

そのため、今回の審議会に諮り、その意見を本申請の際に付すこととなった（フロー図⑦→⑧）。

なお、今回は産業廃棄物処理施設を対象とするため、最終的に諮問が必須となるのは滋賀県都市計画審議会（フロー図⑩）であるが、都市計画上支障が無いか湖南省としての意見について慎重に判断する必要があるため、湖南省都市計画審議会に諮るものである。

II. 概要

【申請者】 株式会社 MTK 代表取締役 三峰教代

【申請場所】 湖南省高松町 1 番 2

【用途地域】 工業専用地域

【敷地面積】 9,408.08 m²

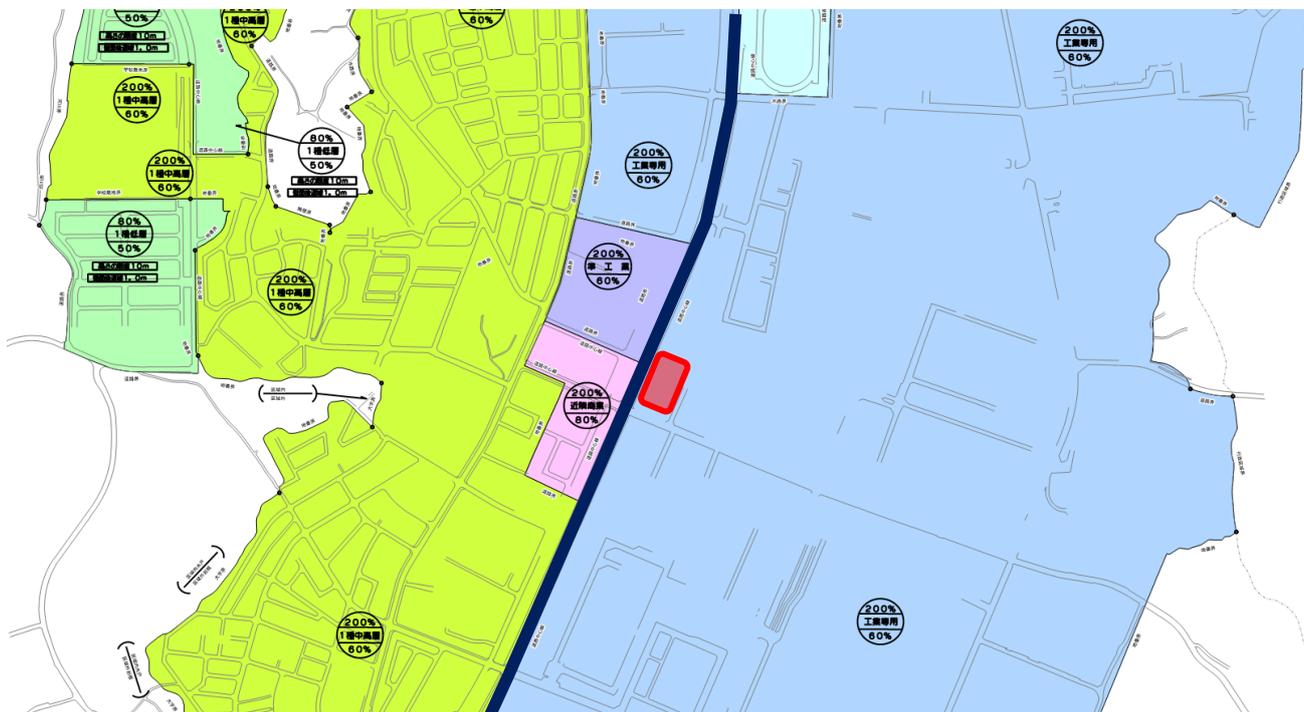
【対象施設】 産業廃棄物中間処理施設（廃プラスチック、木くず、がれき類等の破碎施設の増設）

【取り扱う廃棄物の種類と量及び性状】

区分	取扱い項目	性状	量
その他産業廃棄物の 破碎処理	木くず	解体に伴って生じる柱材、板材等	処理量最大 123.6 t/日 (既存1.6+新設122)
	廃プラスチック類	梱包材 (PP, PE, PS等) その他 プラスチック類	処理量最大 80.9 t/日 (既存3.5+新設77.4)
	金属くず	解体に伴って生じる金属類 その他	処理量最大 253.4 t/日 (既存3.4+新設250)
	紙くず	梱包材等、ロール紙の芯等	処理量最大 69.8 t/日 (既存3.5+新設66.3)
	繊維くず	解体に伴って生じる量、カーテン等	処理量最大 29.92 t/日 (既存3.4+新設26.52)
	ゴムくず	天然ゴム製品不要物	処理量最大 117.6 t/日 (既存2.6+新設115)
	ガラス陶磁器	解体に伴って生じる石膏ボード・瓦・タイル等	処理量最大 224.0 t/日 (既存3.0+新設221)
	がれき類	解体に伴って生じるコンクリート片	処理量最大 330.6 t/日 (既存3.6+新設327)

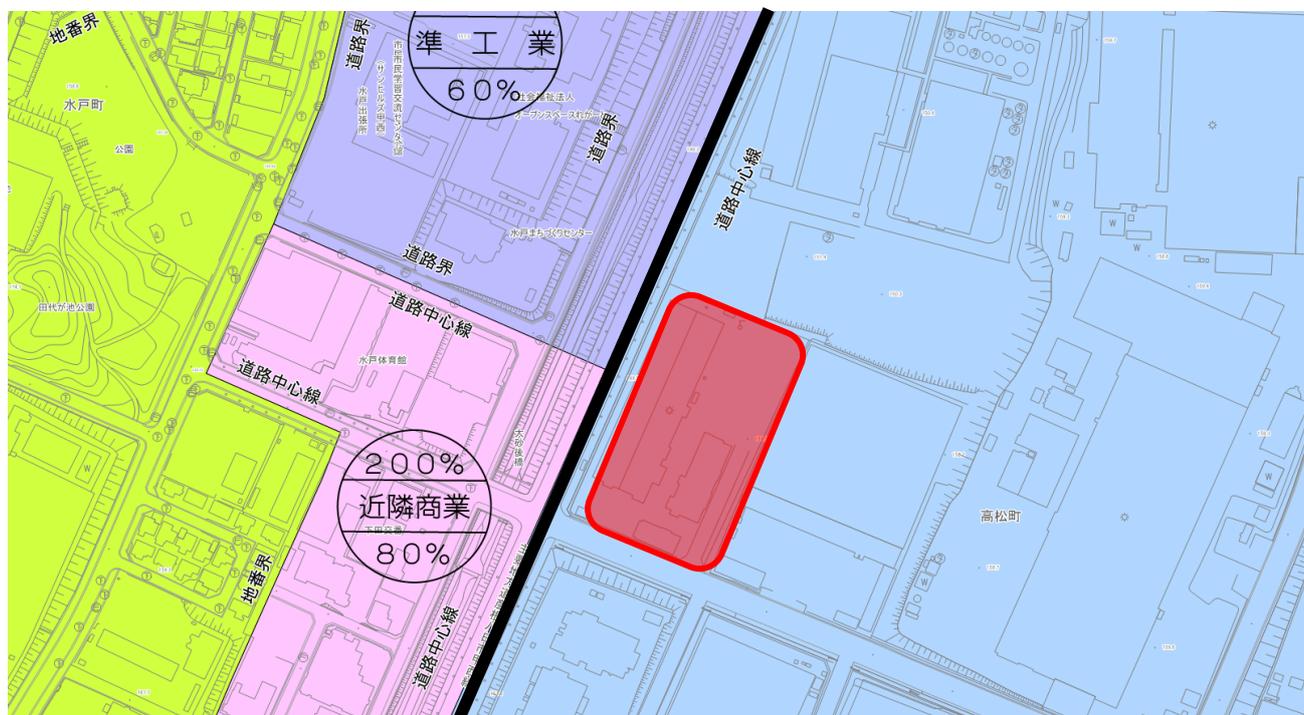
【建築基準法第 51 条対象施設】
廃プラスチック類 6t 以上/日
木くず・がれき類 100t 以上/日

III. 都市計画図、周辺図



主要地方道彦根八日市甲西線

申請地





申請地は県内最大級の工業団地内に位置し、近隣商業や住宅専用地域部分とは、主要地方道彦根八日市甲西線及び河川（大砂川）によって区別化されている。

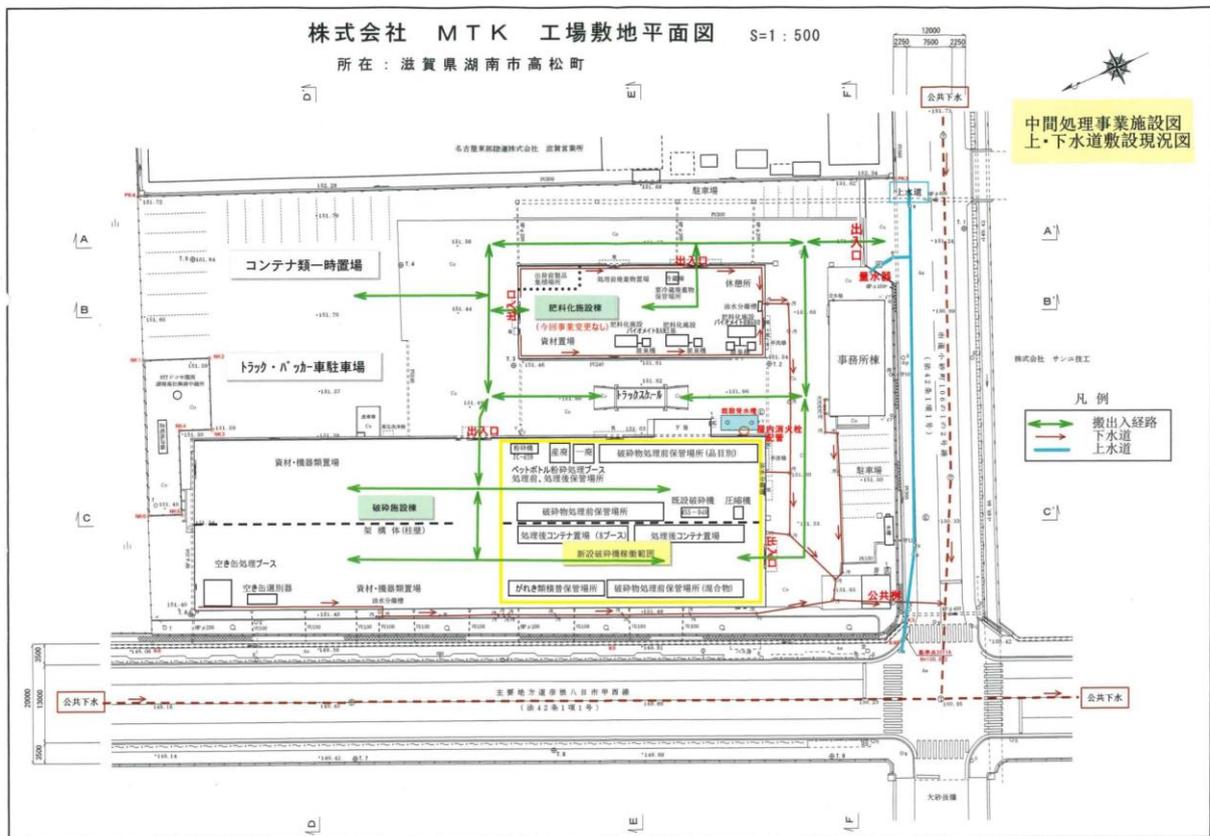
現場写真（場内）



現場写真（工場内）



IV. 当該申請にかかる事業目的



※①

品名	単位	数量	単価	総額
トラック中心機	台	2200	2200	4840000
各種部品	個	1275	1275	1625625
その他	個	2870	7000	20090000
合計				26525625



※②



当該申請地には既存2棟の工場等があり、このうち西側の棟においては主に破碎・粉碎事業を行っている。現在は2基の破碎施設を使用しているが、今般、産業廃棄物を広く受け入れる体制を整えるとともに、そのニーズに対応すべく、処理施設としての破碎施設を1基（バックホウ※①にベースマシン装着※② 移動式）を新規増設することとした。

なお、今回の許可申請には一切影響はないが、東側の棟では主に肥料化、飼料化事業を行っている。

V. 環境への影響等

①生活環境影響調査の実施

調査項目は大気質（粉塵）、騒音、振動について行った。

大気質（粉塵）・・・人家付近で環境基準を上回らず、影響は大きいものではない。

騒音・・・騒音レベルは規制基準・環境基準を上回らず、影響は大きいものではない。

振動・・・振動レベルは規制基準・体感閾を上回らず、影響は大きいものではない。

以上の結果により生活環境に与える影響は小さいと評価される。

※詳細はVII.（参考）生活環境影響調査概要等にて

②搬出入路及び交通量について

車両の出入りは市道「小砂町 106 の 1 の 2 号線」からで、高松町南交差点から 70m程の位置にあり、出入口の左右見通しはよく、通過する車両は周辺工場からの大型車が主であり通過交通ではない。また、全幅 12m2 車線で、両側に幅員 2mの歩道があるが、通学路の指定はない。

現在の営業日 1 日平均の搬出入車両数は 20 台ほどであるが、申請対象施設を導入することで、10 t ダンプ車が 14~15 台、4 t パッカー車が 1~2 台程度増え、従来量と併せて 1 日 30~40 台程度となる見込みであり、交通量増加による影響は少ないと判断する。

③地元自治区・隣接業者への説明実施

事業内容および生活環境影響調査の結果の説明を地元自治区および隣接業者へ行い、了解を得た。

※主な質疑への対応はVII.（参考）生活環境影響調査概要等にて

VI. 湖南省の都市計画としての意見案（滋賀県知事あて）

周辺関係者への説明・周知等を丁寧に行ってください。万が一、苦情等が発生した場合は、誠意をもって対応してください。

VII.（参考）生活環境影響調査概要等

生活環境影響調査の概要および、業務上発生する諸問題への対応については次の通り

生活環境影響調査の結果について



平素は弊社事業に対しご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

過日ご説明申し上げましたとおり、弊社では、新しく破碎施設の追加を行うことを計画し、必要な法令に基づく協議や手続きを進めているところですが、このたび、許可申請の一環として実施いたしました、「生活環境影響調査」の結果について、地元の皆様にお知らせすることとなりました。

この生活環境影響調査は、滋賀県が示した「生活環境影響調査基本方針」などに基づき実施したもので、事業の操業にあたって、周辺にお住まいの皆様の生活環境に影響を及ぼす可能性のある事項について調査・予測を行い、その影響をいかに回避または低減するかの検討（評価）を目的としたものです。その結果は、「生活環境影響調査結果書」としてとりまとめ、調査結果や予測方法などの妥当性について、行政の審査・指導を経て内容を確定いたしました。この資料は、この生活環境影響調査結果書のあらましとしてとりまとめたものです。

破碎施設の追加に際しましては、近隣の皆様にご迷惑をかけぬよう一層の努力を致す所存でございますので、ご理解とご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

追加する施設の概要

新たに追加する予定の施設は、パワーショベルの先端に取り付けるタイプの破碎施設で、既存の建物内の任意の位置で稼働させるため、新たに建物の新設や増設は行いません。写真のようなコンクリート片の他、廃プラスチック、木くずなども破碎することができます。施設の追加により、事業場全体での取扱可能な量は増加しますが、これに対応する十分な処理能力を有しています。施設の稼働や処理物の保管もすべて建物内です。



(写真：メーカーホームページより)

処理能力（廃プラスチック類の場合、メーカー公証値）

現在既設の破碎施設	3.5 t/日
今回追加の破碎施設	77.4 t/日

処理物の保管面積（産廃破碎用上限）：166.8㎡（変更なし）

また、これまで行っている堆肥の製造・ペットボトル粉砕他の一般廃棄物の処理・積み替え保管の作業は継続して行います。操業時間も変化ありません。もちろん、これまでの環境保全措置も継続実施します。

ミニアセス調査項目の選定

事業計画の内容に基づき、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすことが予想される行為（生活環境影響要因）と影響を受けることが予想される調査事項等の関連を整理すると、右のマトリックス表のとおりとなります。

なお、空欄（影響がない、または軽微）となる主な理由は次のとおりです。

- ・建物内の排水はすべて最終的に下水道に排水します。

生活環境影響要因と調査事項

調査事項	生活環境影響要因							
	大気	騒音	振動	悪臭	水質・地下水	土壌汚染	地盤	生物等
施設排ガスの排出								
施設排水の排出								
施設(付帯施設)の稼働	●	●	●					
施設からの悪臭の漏洩								
廃棄物運搬車両の通行								
廃棄物等の貯留								

●；影響(環境への負荷の増加)が考えられるもの。
空欄は、影響がほとんどない、または軽微であると考えられるもの。

①

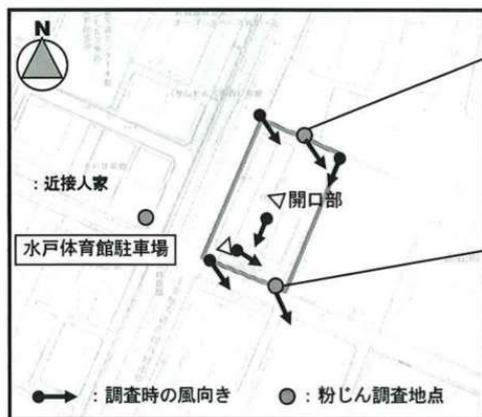
- ・施設の動力はバックホウから供給される電力で、多量の排ガスの発生はありません。
 - ・運搬車両のアクセス道路は交通量の多い県道で、事業関係車両の比率は極めて低いため、運搬車両の通行が沿道環境に与える影響は軽微と思われる。
 - ・廃棄物の貯留は建物内のコンクリート土間打ちされた床面上で行うため、地下浸透や土壌汚染の発生は起こりません。
 - ・堆肥の製造は継続実施しますが、今回の施設追加により臭気の発生状況に変化はありません。
 - ・造成工事を行わないので、地盤の安定や生物・文化財に対する影響はありません。
- 以上の結果から、大気質(粉じん)、騒音・振動、悪臭を調査対象としました。

● 大気質(粉じん)調査結果の概要

粉じんの現状 まず、現在の操業状態(破碎施設を追加する前の状態)での弊社敷地の風上・風下における粉じんの濃度、水戸体育館駐車場付近での粉じんの濃度を調査しました。この結果、粉じんの一つの成分であるSPM(浮遊粒子状物質)の濃度は、下の表に示すとおり、国が定めた環境基準を下回る濃度となっていました。敷地では、風下よりも風上の方が濃度が高くなっていますが、これは風上地点のすぐ北側の裸地面などの影響を受けたものと考えられ、このことから、現状の事業の操業による影響が小さいものであることがうかがえます。

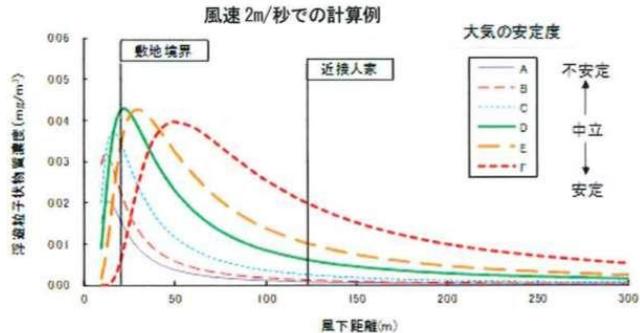
項目	敷地風上	敷地風下	水戸体育館駐車場	(参考)環境基準
SPM (浮遊粒子状物質)	0.098 mg/m ³	0.065 mg/m ³	0.031 mg/m ³	0.200mg/m ³ (1時間値) 0.100mg/m ³ (1日平均値)
全粉じん	0.120 mg/m ³	0.082 mg/m ³	0.040 mg/m ³	全粉じんには 環境基準の定めは ありません

環境基準とは……
環境基本法に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準」として国が定めたものであり、大気質のほか、騒音、水質、土壌について定められています。



予測(施設追加後の濃度) 施設追加後の作業時を想定して、粉じんの濃度を大気拡散式などを用いて予測計算しました。計算は、考えられる様々な気象条件(風速条件、大気の不安定さ等)で行って、かつ、追加する施設が入り口付近でフル稼働する場合など、最も弊社事業地からの影響が強くなるケースを抽出しました。この結果は次のページのとおり、西方近接人家における施設追加後に発生する粉じんの濃度レベルは低く、生活環境保全水準である環境基準を下回る結果となりました。

	西方近接人家(距離120m)における濃度(mg/m ³)	
	SPM	全粉じん
現状の粉じん濃度	0.031	0.040
増加する粉じん濃度	0.020	0.020
将来濃度	0.051	0.060
生活環境保全水準※	SPMの環境基準 日平均値 0.100 mg/m ³ 1時間値 0.200 mg/m ³ 以下	



※生活環境保全水準とは、周辺地域に及ぼす影響程度について、事業を実施するにあたって環境を保全すべき水準(目標値)であり、原則として法律等により定められた基準値を元に設定しています。

粉じん影響の回避・低減対策と評価結果

【すでに実施している環境保全対策】

- ・ 処理に伴い、粉じん等の飛散などが起こらないよう、既存の建物内での処理を原則としています。
- ・ 周辺事業場への配慮として、破碎機近傍には、小型集じん装置を配置し、顕著な粉じん発生のおそれのある破砕物(がれき類)の破碎時にはこれを稼働させ、防じん措置を講じています。
- ・ 車両排ガスによる大気環境への影響を防止するため、敷地内での長時間アイドリング防止を徹底するとともに、無用な空ぶかしを行わないことや、敷地内、公道とも関係車両の走行中には交通マナー遵守を徹底しています。

【今回申請に伴い計画した環境保全対策】

- ・ 新設の破碎施設は移動式ですが、建物内で稼働させ、粉じんが直接外部に飛散することを防止します。
- ・ 必要に応じ、破砕物には散水を行って破碎処理時の粉じん発生を抑制します。
- ・ 場内作業環境の保持のためにも、新設破碎施設の稼働位置に応じ追従可能な集じん機を稼働させます。

【生活環境影響調査の結果から新たに検討した環境保全対策】

- ・ 苦情が生じた場合や顕著な粉じん発生時には、粉じん濃度のモニタリングを検討します。

この対策により、影響は実行可能な範囲で回避・低減できるものと考えています。この対策を行うことを踏まえて行った粉じんの予測計算では、生活環境保全水準を達成できるため、この対策が有効であることが確認できました。

以上のように、粉じんの影響が実行可能な範囲内で回避または低減されており、また予測結果と生活環境保全水準との整合がとれていることから、生活環境に与える影響は小さいと評価されます。

騒音・振動調査結果の概要

騒音・振動の現状 まず、現在の作業状態(破碎施設を追加する前の状態)での弊社敷地の境界線上、ならびに弊社事業地から西方の近接人家前での騒音・振動の状況を調査しました。この結果、弊社敷地境界においては、騒音規制法に定められた基準(70dB)、振動規制法に定められた基準(70dB)を下回っていました。

💡 dB(デシベル)とは……

dB(デシベル)とは、音や振動の大きさの単位で、概ね下に示すような大きさです。

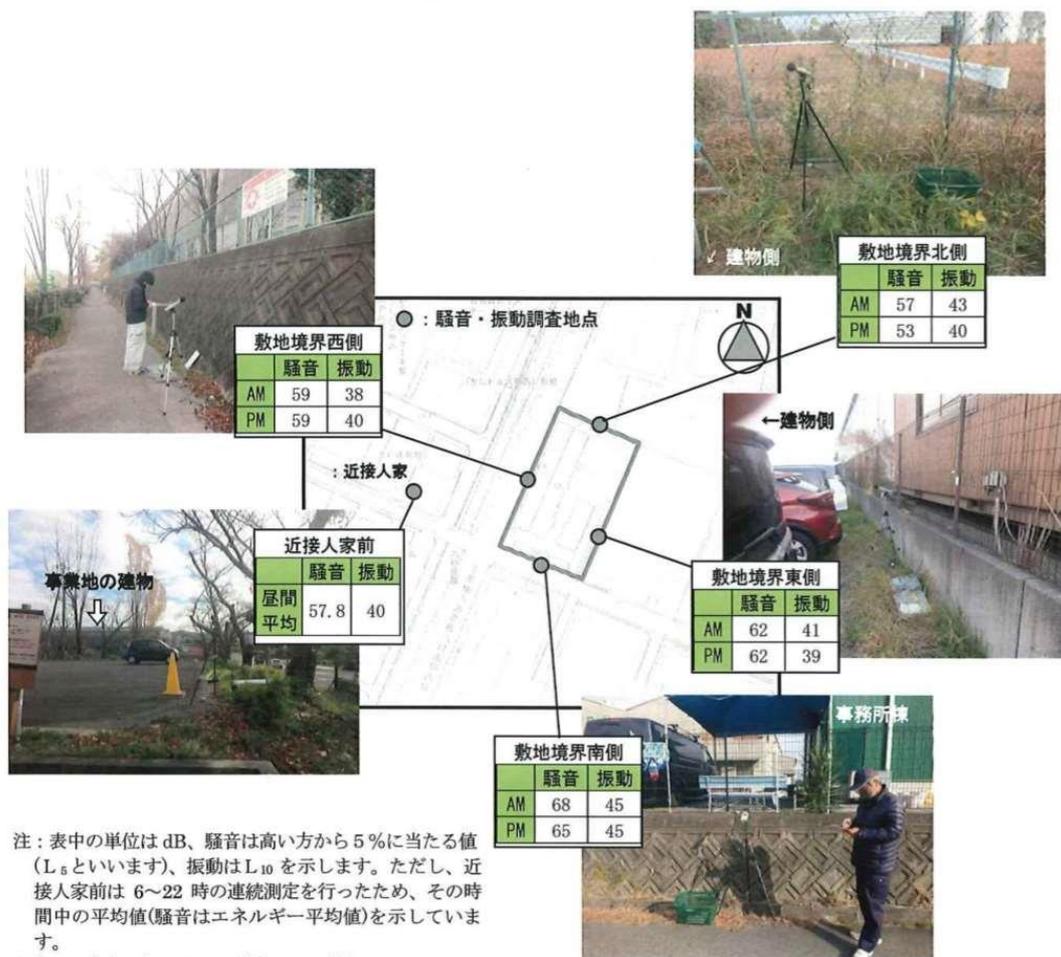
【騒音】

- 40dB 程度：図書館の中
- 50dB 程度：静かな事務所の中
- 60dB 程度：普通の会話

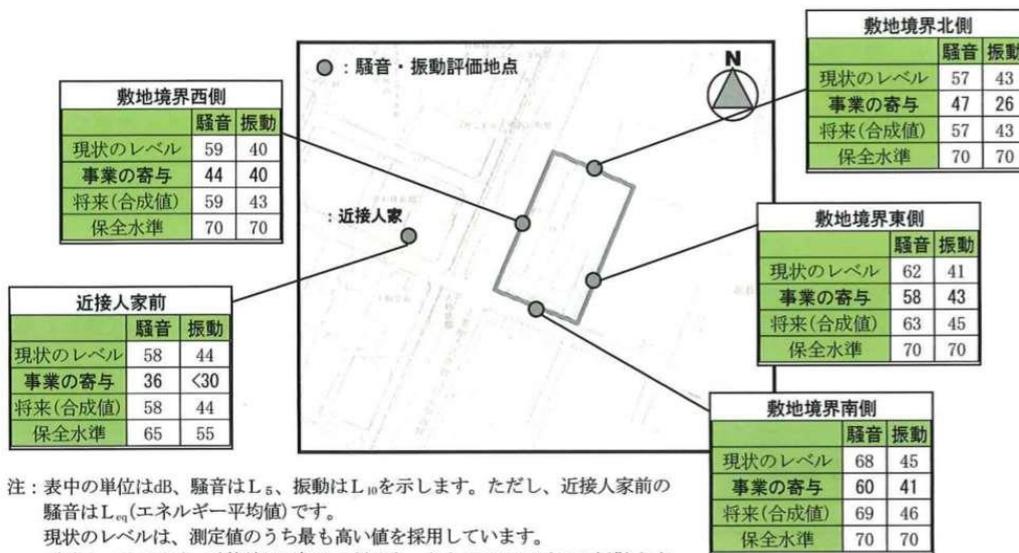
【振動】

- 50dB まで：人体に感じないで、地震計にだけ記録される(震度0)
- 60dB 程度：振動を感じ始める(震度1、微震)
- 70dB 程度：戸、障子が僅かに動くのがわかる(震度2、軽震)

なお、測定にあたっては、隣接事業場や道路交通による騒音・振動の影響をなるべく除外して測定しましたが、南側、東側の各地点は、どうしても除外しきれないものがあり、他の地点と同程度の除外処理方針に統一して処理したため、騒音値がやや高くなっています。一方、近接人家前での騒音・振動は、この地域に定められた騒音の環境基準（65dB）や振動の体感閾値（人間が振動を感じられる最も小さい振動レベルで、一般的に 55dB とされています）を下回る結果となっていました。



予測（施設追加後の騒音・振動） 施設追加後の作業時を想定して、騒音・振動の大きさを距離減衰式（一般的な理論式）を用いて予測計算しました。計算は、考えられる様々な最悪の条件（追加する破砕施設を含め弊社敷地内のすべての機械類が、一斉にフル稼働した場合等）で行って、かつ、追加する施設が移動式であるため、各評価地点に対して最も近づいて稼働する（ただし、建物内に限る）ことを想定する等、最も弊社事業地からの影響が強くなるケースをで行いました。この結果は次のページのとおり、弊社事業の騒音・振動値はすべて法律に定められた基準値以内で、現状の騒音・振動レベルを合成しても、生活環境保全水準を下回る結果となりました。なお、今回の生活環境影響調査では、生活環境保全水準は、法律に定められた基準値をそのまま設定しております。



注：表中の単位はdB、騒音はL₅、振動はL₁₀を示します。ただし、近接人家前の騒音はL_{eq}(エネルギー平均値)です。
 現状のレベルは、測定値のうち最も高い値を採用しています。
 寄与レベルのうち、計算結果が極めて低くなったものは<30dB(30dB未満)と表示し、計算上は1dBとして取り扱っています。

騒音・振動影響の回避・低減対策と評価結果

【すでに実施している環境保全対策】

- ・ 車両等を除く破碎施設等著しい騒音・振動の発生のおそれのある施設は建物内に設置して処理を建物内で行い、騒音・振動が直接外部に伝播することを防止しています。
- ・ 機械類運転に際して、過負荷運転などを行わないようにしています。
- ・ 2回/年の頻度で、影響の大きいと考えられる近接の敷地境界上1地点以上にて、施設稼働時の測定を行っています。

【今回申請に伴い計画した環境保全対策】

- ・ 新設の破碎施設は移動式ですが、建物内で稼働させ騒音・振動が直接外部に伝播することを防止します。
- ・ 調査等の結果必要となった場合には、防振体や防音材質の壁等の設置を行います。

【生活環境影響調査の結果から新たに検討した環境保全対策】

(予測の結果などから、さらなる保全対策は立案の必要がないと考えています。)

この対策により、影響は実行可能な範囲で回避・低減できるものと考えています。この対策を行うことを踏まえて行った騒音・振動の予測計算では、生活環境保全水準を達成できるため、この対策が有効であることが確認できました。

以上のように、騒音・振動の影響が実行可能な範囲内で回避または低減されており、また予測結果と生活環境保全水準との整合がとれていることから、生活環境に与える影響は小さいと評価されます。

● おわりに

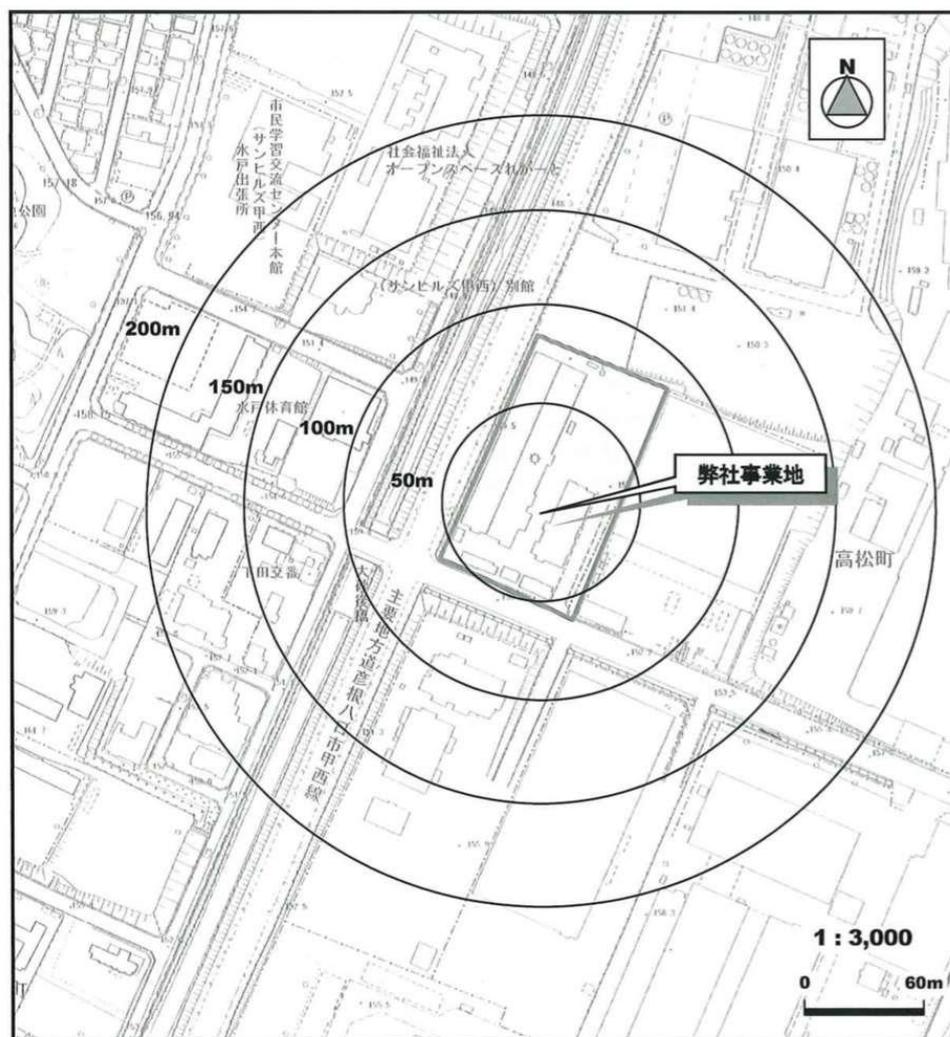
生活環境影響調査の結果、建物内での作業他といった対策により、周辺地域の生活環境への影響は、実行可能な範囲内で回避または低減されていると判断しております。また各生活環境影響調査事項(粉じん、騒音、振動)の予測結果と生活環境保全水準との整合を検討した結果、予測結果は環境保全水準を下回る値でした。

以上の結果から、総合的に評価して、事業による生活環境に与える影響は小さいと考えております。

弊社では、この生活環境影響調査の結果を踏まえて、法規制や県等の関係機関の指導を遵守することはもちろんのこと、環境調査等により得られた知見などを十分に反映し、地元住民の方々とのお約束事なども遵守して、影響の回避・低減対策を的確に履行し、地域社会との調和をはかりつつ、環境への影響のより少ない事業を展開してまいる所存です。地域の方々のご理解、ご協力を重ねてお願いする次第でございます。



(参考) 周辺地図



業務上発生する諸問題の対応について

◎ 設備機器のメンテナンスの頻度や性能維持について

- ・各機器類については概ね月1回は整備点検を行っている。
- ・重大な危機障害発生時は緊急連絡網(別紙添付)により各メーカーに連絡し修理について応援を請う。
- ・新設の破碎機については、その稼働につき当初に十分な説明を受け対応する。
- ・破碎施設棟の既設のクレーンは2.8t用として使用しており年次点検を行っている。
- ・既設消火栓等についても湖南中央消防署の定期点検を受けている。
- ・事業車両(アームロール車、ユニック車、バックカー車等)も定期点検を受けている。場内に洗車場を設けて維持管理し、駐車場も車両別に区画して整然と駐車させる。

◎ 大型車両の出入りに伴う交通上の問題について

- ・大型車両等の通行については現状の道路幅員(20m、12m)及び出入口(7.0m)、出入口隅切(15m)などが確保されている。現状において問題はない。高松南交差点における混雑時及び自社車両の出入口混雑時には見張員を配しリードする。
- ・交通量増となることについては結果書内の(3)収集・運搬計画操業計画の内①搬入搬出計画の補足として交通量調査を行いその結果で考証している。結論として当面交通量に対する影響は殆どないものと判断される。
- ・運転者にはベテランを配するとともに出発時には車両点検を行う。また、危険箇所、通学路等には立ち入らず、できるだけ迂回通行するよう指示している。

◎ 災害時の対応について

- ・各種災害は起こりえるものとして対応する。
- ・別添の「(株)MTK緊急連絡網」を各現場、事務所、車両等に表示し、また各自の携帯に電話番号等を入力させる。状況に応じた対応について事前に周知する。

◎ 浸水対策について

- ・別添ハザードマップによる浸水想定は0~0.5mとなっている。隣接する大砂川の氾濫はあり得るが、当該数値及びマップによれば出入口付近の道路側溝と、市道対面にある道路側溝兼用の雨水排水路の溢水があると思われる。このため浸水防止用として出入口付近に土嚢を常時確保することとしているが、当該工業団地としての対応計画に沿ったものとした。
- ・場内での氾濫による出水があるときは、建築物のシャッターを閉鎖し、場内物の流出を防止する。また土嚢等で建物内への入水を阻止する。
- ・近年建築の事務所棟は1階床面を場内面より50cm以上上げている。

◎ 廃プラスチックの飛散対策

- (1) ミスト等の散水により、粒子の細かい物の飛散を防止する。
- (2) 工場内への出入り口のシャッターを、車両の出入り時以外は閉めた状態にし、車両の進入の前には、出入り口付近の清掃を行い、外部への流失を防ぎます。
- (3) 破砕物の性状に応じて、飛散性の高い廃棄物の破砕時には、飛散防止ネットを設置します。

◎ アスベストが付着した瓦礫が持ち込まれた時のチェック体制

- (1) 石綿作業主任者による指導のもとアスベストが付着、又は含有している可能性がある廃棄物に関しましては社内で周知し、ルーペ、トーチライター等でアスベストの有無を判断するとともに、搬入業者の管理者と連絡をとり廃棄物の性状が判断できるデータシート等の提出を求める。
- (2) 結果が判明するまでの間は一時搬入を停止し、荷卸し作業等でのアスベストの飛散などを未然に防止する。
- (3) 解体現場の混載物などは、アスベストの可能性がある廃棄物が混入した場合を想定し、石綿作業主任者の指導のもと手選別を行い、目視により確認を行う。
- (4) アスベストの可能性がある廃棄物が混入していた場合は、飛散防止の養生、散水などの措置をとり、排出事業者と連絡をとり解体現場の施工計画書、廃棄物のデータシート等の提出を求める
- (5) 上記による判断でも不明な廃棄物に関しましては、専門の検査機関等に検査を委託し判断するか、又は、アスベストとみなし適正な処置を講じる。

◎ バイクバッテリー等で外側がプラスチックであるが、中に鉛が入っている有害

物資のチェック体制

- (1) バッテリー（鉛、硫酸）・電池（アルカリ、マンガン）・コンデンサ（PCB）など、有害物資が使われている製品等のリストを作成し、社員に周知する。
- (2) 混載物等にバッテリー等の有害物質が含まれる廃棄物が混入していないか選別し確認し、破砕処理の事前に、有害物質等が含まれている廃棄物を取り除き、有害物質の流失を未然に防止する。
- (3) 取り除いた有害物質を含む廃棄物に関しましては、排出事業者と連絡をとり、適正な処理方法を助言、提案する。